

山田みやこの活動報告

令和6年10月26日(土)

市川房枝政治参画フォーラム参加

共に生きる ～一人ひとりが尊重される社会へ～

① 「自治体の福祉政策と地方財政」

講師 地方財政審議会委員 星野 菜穂子さん

1) 福祉政策における自治体の役割

- ・直接受け手に届けるサービス需要のニーズが増加。現金給付と現物給付。
- ・人口構成、地理的要因などサービスのニーズが地域の実情に左右される。
- ・サービスが総合的、一体的に実施される必要がある。

2) 日本の政府間財政関係

- ・集権的分散システム = 国が決めて、地方が実践
- ・地方財政計画の役割
 - ①地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
 - ②国家財政、国民経済等と整合性の確保
 - ③地方団体の毎年度の財政運営の指針

3) 自治体福祉財政の姿

- ・地方の歳出構造
市町村は「民生費」が大、その内児童福祉費が最も大。
- ・福祉の単独事業

単独事業とは国から補助等を受けずに、地方自治体が独自の経費で任意に実施する事業。具体的には法律の規定に基づいて実施する義務を負うもの（予防接種等）から任意に実施するもの（地域活性化事業等）まで幅広く、また、地方自治体が経費の全額を負担して行う事業のみならず、国の補助事業に上乗せして実施するもの（超過負担）を含む事業。

地方分権の観点からは、地方自治体が自主性、主体性を発揮しながら実施する地方単独事業の重要性が高まっている。

4) 令和6年度地方財政計画

- ・子ども・子育て政策の強化に係る地方財政の確保
- ・「加連化プラン」の地方負担（0.2兆円）について必要な財源確保
- ・子ども・子育て政策の単独事業(ソフト)について一般行政経費0.1兆円増額、(ハード)について500億円計上
- ・「こども・子育て支援事業費債」を創設
- ・普通交付税の費目として「こども子育て費」を創設し関連政策全般を算定

5) 今後の地方自治体の福祉政策

主に市町村が主体となってサービス提供が基本、財政的には国庫補助負担が充当されることも多い。一般財源も国庫補助事業にともなう地方負担が多い。

地方自治体が福祉政策を展開していく上で、地域ニーズの把握の重要性と施策の推進。

サービス供給には、自治体だけでなく、NPO法人、住民等を巻き込んだネットワーク構築も重要。

地方自治体が主体だが、国の動向も注視、地方自治体が自由に使える財源の安定的確保が重要。

②「発達障害者支援の現状と課題」

～精神保健福祉士として、家族として～

講師 精神保健福祉士、日本発達障害ネットワーク理事 渡辺 由美子さん

1) 発達障害の定義と特性

発達障害とは、「発達障害者支援法」（2004年成立）において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害があって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。脳機能によるもので、個別性が高く、幅が広い。「物事のとらえ方」「脳の機能」が少数派なのではないかという考えが出てきている。

社会性、コミュニケーション、想像力に課題があると言われてきたが、感覚過敏、体内感覚の敏感もしくは鈍感さは、わがままではない。また極端な器用さ、逆に不器用さを持つ。主なものとして、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）、学習障害（LD）、トゥレット症候群、吃音など。

高い個別性があり、かなり異なる。必要な時に必要な資源（教育、福祉、医療）にアクセスできるかが課題。不適切な対応は二次障害を引き起す。

強度行動障害は、障害支援区分の出ている人の1%くらいと推計されている。自分や他者を叩く、壊す。食べられないものを口に入れる、泣き出すと止まらない、行動が停止し、動かない、動けない。一定の割合で自閉スペクトラム症の方々がいる。適切な支援を行うことで落ち着くことも多い。支援者向けの研修を行い、障害福祉サービスの報酬で配慮するなど工夫を続けているが課題は多い。また、通所できる施設が見つからないことも多い。

2) さまざまな取り組みと課題

・災害時、福祉避難所の役割と開設時期

令和3年度の災害対策基本法の改正を受け、福祉避難所の確保、運営ガイドラインを改定し、指定福祉避難所への直接避難の促進、一般避難所内の配慮者スペースの設置などが示された。しかし、仕組みはなかなか整わない。また、準備できる避難所には限りがあることから、在宅避難を呼びかける自治体も多い。

※発達障害の支援を考えることは、多くの方々にとって生きやすい社会づくりにつながると思う。